

京 都 大 学 本 部 事 務 分 掌 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (産官学連携課) 第28条 産官学連携課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(4) (略) (5) オープンイノベーション機構の<u>設立準備</u>に関すること。 (6) (略) (後 略)</p>	<p>(産官学連携課) 第28条 } (1)～(4) } (同 左) (5) オープンイノベーション機構に関すること。 (6) (同 左) 附 則 この規程は、令和元年7月1日から施行する。</p>